

六ヶ所村一般廃棄物収集運搬業 許可申請の手引き

六ヶ所村
福祉課

連絡先

| | |
|-----------|----------------------|
| 〒039-3212 | 六ヶ所村大字尾駁字野附475 |
| 電 話 | 0175-72-8140 (内線136) |
| F A X | 0175-72-2604 |

○ 目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 許可基準 | 2 |
| 2 許可品目 | 2 |
| 3 許可申請(新規・更新) | 2 |
| 4 業務を行うにあたっての遵守事項 | 3 |
| 5 変更許可申請 | 4 |
| 6 廃止届 | 4 |
| (様式1) | 5 |
| (様式1) 記入例 | 6 |
| (様式2) | 7 |
| (様式2) 記入例 | 8 |
| (様式3-1) | 9 |
| (様式3-2) | 10 |
| (様式4) | 11 |
| (様式5) | 12 |
| (様式6) | 13 |
| (様式7) | 14 |
| (様式8) | 15 |
| (様式9) | 16 |
| (様式9) 記入例 | 17 |
| (様式10) | 18 |
| (様式11) | 19 |
| (様式12) | 20 |

許可申請の留意点について

1 許可要件

六ヶ所村で一般廃棄物の収集運搬業許可を取得する場合は、以下の要件を全て満たしている必要があります。事前にご確認ください。

- ・ 事業用施設及び申請者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りること。
- ・ 申請者（法人の場合は役員を含む）が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しないこと。
- ・ 許可申請の時点で、申請者に村税の滞納がないこと。
- ・ 収集運搬を行う一般廃棄物は六ヶ所村内で発生したものであること。
- ・ 村内に本店・営業所・支店などの事務所を有し、尚且つ、村が別に行う指名競争参加資格審査申請書を提出し、村の指名競争参加資格を有するものであること。

2 許可品目

| 種類 | 品目 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業系一般廃棄物 | <ul style="list-style-type: none">・ 可燃ごみ（生ごみ含む）・ 不燃ごみ・ 資源物（紙類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック）・ 粗大系ごみ・ 木くず（伐採木、選定木、流木）草、根※建設業に伴わないものに限る。・ その他一般廃棄物とみなされるもの。 |
| 家庭から排出される廃棄物のうち一時多量排出廃棄物 | 同上 |

3 許可申請(新規・更新)

◎一般廃棄物収集運搬業許可の**有効期限は2年間**です。

- (1) 申請書の提出先
六ヶ所村役場 福祉課(六ヶ所村役場本庁舎1階)
- (2) 提出書類
 - ア 一般廃棄物収集運搬業許可申請の提出書類は表1のとおりです。
 - イ 書類はA4版普通紙で作成してください。
(感熱紙不可。図面等はA3版でも可)

表1 許可申請提出書類

| 提出書類 | 部数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ① 一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式1) *注1 | 1 |
| ② 事業計画書(様式2) | 1 |
| ③ 誓約書(様式3) *注1 | 1 |
| ④ 履歴書(様式4) (監査役以上の役員全員分の履歴書) | 1 |
| ⑤ 法人の場合、定款の写し (原本証明をしてください) | 1 |
| ⑥ ・法人の場合、登記簿謄本(原本) *注2 ・個人の場合、住民票(原本) *注2 | 1 |
| ⑦ 申請者の印鑑証明書 *注2 | 1 |
| ⑧ 申請者の納税証明書 (④に該当する者全員の納税証明書を含む) *注2 | 1 |
| ⑨ 使用車両一覧表(様式5) | 2 |
| ⑩ 使用車両の車検証の写し (車両の所有者又は使用者が申請者以外の場合は、車両の借用契約書の写しを添付すること) | 2 |
| ⑪ 使用車両の任意保険証の写し | 2 |
| ⑫ 使用車両のカラー写真(様式6) (斜め前・後から撮影したナンバーが読めるもの) | 各2 |
| ⑬ 事業用施設(事務所、駐車場及び積替え保管施設)の付近見取図 | 1 |
| ⑭ 申請者が、⑬に掲げる事業用施設の所有権を有することを証する書類 ・所有している場合 土地建物の登記簿謄本(原本) *注2 ・借用している場合 借用契約書の写し | 1 |
| ⑮ 従業員名簿(様式7) | 1 |
| ⑯ 取扱事業所一覧(様式8) | 1 |

※注1 ①、③の申請者印には、印鑑証明と同じ印鑑を使用すること。

※注2 ⑥、⑦、⑧、⑭(うち所有に係るもの)は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

4 業務を行うにあたっての遵守事項

一般廃棄物の収集運搬を行うにあたっては、以下の事項を遵守してください。

なお、違反した場合は、六ヶ所村一般廃棄物最終処分場及びクリーンペアはまなすへの搬入停止を行うことがありますのでご注意ください。

- (1) 関係法令及び許可条件を業務従事者に周知徹底させること。
- (2) 六ヶ所村以外の廃棄物は収集・運搬・搬入しないこと。
- (3) 六ヶ所村一般廃棄物最終処分場及びクリーンペアはまなすの使用について
 - ア 係員の指示及び注意事項を遵守すること。
 - イ 係員が積載物の展開検査を求めた場合はこれに従うこと。
- (4) 許可車両、運搬容器について
 - ア 一般廃棄物の飛散、流失、悪臭漏えいのおそれがないよう点検・整備すること。
 - イ 許可車両がパッカー車以外の場合は、以下の事項を遵守すること。
 - ・ 無蓋車両の場合はシートを使用し、塵芥等が飛散、脱落しないようにすること。
 - ウ 許可後1ヶ月以内に、車両両側面に1文字7cm角以内の大きさで、「一般廃棄物収集運搬業」の文字、「許可番号」、「業者名」を表示すること。

表示例

| |
|-----------------------------------|
| 一般廃棄物収集運搬業 六ヶ所村許可第 号 (株) ろっかしょ |
|-----------------------------------|

- (5) 収集運搬に関し、帳簿の記載を行うこと。(下記参照)
 なお、帳簿は毎月月末で閉め、1年毎に取りまとめ、5年間保存すること。

様式例) 一般廃棄物収集運搬日報 (品目)

| 収集運搬 年月日 | 排出元 | 運搬先 | 運搬車両 | 運搬量 | 備考 |
|-------------|-----|-----|------|-----|----|
| / / | | | | Kg | |
| / / | | | | Kg | |
| / / | | | | Kg | |

)

- (6) 下記の報告書を、福祉課に提出すること。(郵送でも可)
 ① 実績報告書(様式11) 前月分処理実績を翌月10日までに提出する。
 ② 事故発生報告書(様式12) 運搬車両の事故が発生した場合、速やかに提出する。

5 変更許可申請

一般廃棄物収集運搬業の許可事項の変更を行う場合は、表2に掲げる書類を提出し、変更許可申請を行ってください。

表2 変更許可申請 提出書類

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業事業変更許可申請書(様式9) ・P2の表1に掲げる書類のうち変更に伴う必要となる書類 * ⑨、⑩、⑪、⑫は、変更に伴う車両の追加がない場合、提出不要です。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

6 廃止届

一般廃棄物収集運搬業の全部又は一部を廃止したときは、一般廃棄物処理業廃止届出書(様式10)に許可証を添え、廃止をした日から10日以内に村長あてに届出をしてください。なお、印鑑は、印鑑証明と同じものを使用してください。

(様式1)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

六ヶ所村長

様

住 所

氏 名

印

連絡先(電話)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

| 区分 | 内容 |
|---------------------|----|
| 一般廃棄物の種類 | |
| 収集又は運搬の別 | |
| 営業区域 | |
| 運搬先 | |
| 運搬車及び主たる運搬施設の種類及び数量 | |
| 作業員数 | |

(日本工業規格 A列4番)

(様式 2)

一般廃棄物収集運搬業事業計画書

1 事業概要及び現状

2 事業計画

(1) 一般廃棄物の種類別の収集運搬計画

| 種類 | 収集計画 | 搬入先 |
|----------------------------|------|-----|
| 事業系一般廃棄物 取扱予定量 t / 年 | | |

(2) 環境保全措置の概要

(3) 営業区域

(日本工業規格 A列 4番)

(様式 2)

一般廃棄物収集運搬業事業計画書

1 事業概要及び現状

新規許可の場合

例) 昭和50年より、一般貨物運送業務を開始。今回、六ヶ所村に一般廃棄物収集運搬業許可申請を行うもの

更新許可の場合

例) 平成元年に六ヶ所村一般廃棄物収集運搬業許可を所得。現在、六ヶ所村内の一般廃棄物排出事業者を対象に、年間60tの一般廃棄物の収集運搬を行っている。

2 事業計画

(1) 一般廃棄物の種類別の収集運搬計画

| 種類 | 収集計画 | 搬入先 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 事業系一般廃棄物 取扱予定量 30 t/年 | 各事業所から、資源物とそれ以外の可燃物に分別した状態で一般廃棄物を収集する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 収集運搬の方法別に記入してください。 </div> | 六ヶ所村一般廃棄物最終処分場 北部上北広域事務組合 クリーン・ペア はまなす |

(2) 環境保全措置の概要

- ・ 収集運搬車両の美化や整備に心がける
- ・ 平ボディ車で運搬を行う際には、シート掛けし、一般廃棄物が飛散流失しない措置を取る

※ 収集運搬を行うにあたり、留意する事項を記入してください。

(3) 営業区域

六ヶ所村内

誓 約 書

廃棄物処理法第7条第5項第4号に規定する欠格事項

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの
（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から該当処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（注2）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（注2）であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注2）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
（注1）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
（注2）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者
（1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記イ～ヌのいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所 _____

名称及び代表者名 _____ 印

(様式6)

車輦及び収集運搬容器写真

(車輦の場合は、斜め前から
ナンバープレートの文字が判読できるもの)

写 真 添 付 欄

(車輦の場合は、斜め後から
ナンバープレートの文字が判読できるもの)

写 真 添 付 欄

※車輦番号は記入不要

| 車 輦 番 号 |
|---------|
| |

| 備 考 欄 |
|-------|
| |

(日本工業規格 A列4番)

(様式8)

取扱事業所一覧表

| 取扱事業所名 | 所在地 | 契約内容 |
|--------|------|-------------------------------------------------------------------------|
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |
| | 六ヶ所村 | ① 1ヵ月あたりの台数 台 ② 1ヵ月あたりの排出量 kg ③ 料金 月ぎめの場合 (1月) 円 台数による場合(1月) 円 |

(日本工業規格 A列4番)

(様式9)

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書

年 月 日

六ヶ所村長 様

住 所

氏 名 印
連絡先(電話)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業を以下のとおり変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、申請します。

| | |
|--------------------------------------------------------------------------|--|
| 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号 | |
| 変 更 の 内 容 | |
| 変 更 の 理 由 | |
| 変 更 に 係 る 事 業 の 用 に 供 す る 運 搬 車 及 び 主 た る 運 搬 施 設 の 種 類 及 び 数 量 | |
| 変 更 予 定 年 月 日 | |
| 備 考 | |

(日本工業規格 A列4番)

(様式10)

一般廃棄物収集運搬業廃止届出書

年 月 日

六ヶ所村長 様

住 所

氏 名 印

連絡先(電話)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業を以下のとおり変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、届け出ます。

| 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号 | 年 月 日 第 号 |
|--------------------------|-----------|
| 廃 止 し た 業 務 の 内 容 | |
| 廃 止 の 理 由 | |
| 廃 止 の 年 月 日 | |

(日本工業規格 A列4番)

(様式12)

令和 年 月 日

事故発生報告書

六ヶ所村長 様

報告者: _____ 印

下記事故事実と相違ありません。

| | | |
|--------------|---------------------------|-------------------|
| 事故日時 | 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 天候 | |
| 事故場所 | | |
| 報告者方 運転者 | 住所 | ☎ |
| | 氏名 | 男・女 生年月日 年 月 日生 |
| | 免許所得日 | 年 月 日 [普通・大型 ()] |
| | 免許証番号 | 第 号 |
| 同乗者 | 氏名 | |
| 事故車両 | 車名・年代 | (年式) |
| | 登録番号 | |
| | 車両所有者(保険加入者)との関係 | |
| | [本人・同居の親族・使用人・その他 ()] | |
| 相手方 | 住所 | ☎ |
| | 氏名 | |
| その他 第三者 | 住所 | ☎ |
| | 氏名 | |
| 事故発生状況略図 | 記号 | |
| | 報告者方 | ▲ |
| | 相手方 | △ |
| | 進行方向 | ↑ |
| | 信号 | ◯◯◯ |
| | 一時停止 | ⌒ |
| | 人間 | ♀ |
| | 自転車 | ♂ |
| | オートバイ | オ |
| 警察署への届出 | 野辺地警察署 派出所 | 担当官 |
| 事故状況説明及び対応内容 | 扱い 物損・人身 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(日本工業規格 A列4番)

添付しなければならない書類中、「納税証明書」とは、法人に係る部分は、国税、
県税、村税の納税証明書のことで、役員に係る部分は村税を指します。

法人に係る部分については、村が別に行う指名競争参加資格審査申請願の添付書類と整合を図ることからの措置ですので、ご理解を賜るようお願い致します。なお納税証明書は複写でも結構です。

※既に指名審査願用として各先より納税証明書を取得している場合の措置

書類の取得先は次のとおりです。

| 区分 | 税の種類 | 取得先 | 備考 |
|----|--------------------|----------|----|
| 国税 | ・ 法人税 ・ 消費税 | 十和田税務署 | |
| 県税 | ・ 法人事業税 ・ 法人県民税 | 十和田県税事務所 | |
| 村税 | ・ 法人村民税 | 六ヶ所村税務課 | |